

第七十一号議案

東京都給水条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び第三十条第二項から第四項までの規定中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都給水条例（以下「改正後の条例」という。）第二十三条及び第三十条第二項から第四項までの規定は、平成三十一年十一月一日（以下「基準日」という。）後の使用に係る料金のうち、同年十二月分以降の料金として算定する料金から適用し、基準日以前の使用に係る料金又は同年十一月分として算定する料金については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、平成三十一年十一月の定例日（以下「十一月定例日」という。）以前から十一月定例日後に引き続き水道使用者の十一月定例日後、改正後の条例第二十四条の三の規定に基づき最初に算定する料金は、使用水量を日々均等に使用したものとみなして算定する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法

律第六十八号)等の施行に伴い、料金の算定等に係る規定を改める必要がある。